

○周南公立大学試験不正行為取扱規程

(令和4年4月1日規程第17-5号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学生懲戒規程（令和5年規程第17-3号。以下「学生懲戒規程」という。）第4条第2項に基づき、試験における学生の不正行為の取扱い及び処分について定める。

(教職員の責務)

第2条 教職員は、平素より学生の注意を喚起し、その自覚を促す等試験の不正行為の防止に努めなければならない。

(監督者の措置)

第3条 試験場にて試験に関し不正行為をし、又はしようとする者を発見した監督者は、直ちに次の各号により措置するものとする。

- (1) 当該学生に受験を中止させる。
- (2) 答案用紙その他不正行為参考資料を提出させる。
- (3) 不正行為を証明する現場を保存する。
- (4) 当該学生を試験場内に待機させ、学生支援部学務課（以下「学務課」という。）に連絡する。

2 学務課は、当該学生を別室に引率し、直ちに事実を学生が所属する学部の長（以下「学部長」という。）に報告し、学部長の指示を受けて、当該学生からその説明及び弁解を聴取し、真否の調査確認を行う。

3 学部長は、前項において当該学生の弁解などから情状を酌量すべき事由があると認められる場合のほかは、当該学生に対し、以後の受験の停止を命じるものとする。

(教職員の取締り)

第4条 教職員は、試験場以外において試験に関し、不正行為が行われ又は行われんとする疑ある事実を知ったときは、その真否を確かめた上、学部長に報告しなければならない。

(処分の内容)

第5条 試験において不正行為を行った者は、当該定期試験の学期及び通年にかかる全履修登録科目が無効となり、学生懲戒規程第3条に規定するけん責、停学又は退学のいずれかの処分を受ける。

(処分の決定)

第6条 学部長は、学務課が行う第3条第2項の調査確認等をもとに処分案を作成し、教授会の議を経て、学長に処分の発議を行う。

2 前項において、当該学生の行為に悪質性及び重大性が認められないときは、処分とはせず、口頭又は文書による嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 学長は、第1項の発議があったときは、運営会議の議を経て、処分を決定する。

(追試験等)

第7条 当該学生が第5条による処分を受けない場合で、第3条第3項により当該学生が受験の停止を受けていた試験科目等があるときは、周南公立大学履修規程（令和5年規程第16－3号）第14条第1項第2号の追試験その他の方法により、当該学生に対しあらためて試験の機会を与えなければならない。

(学生懲戒規程)

第8条 この規程に定めのない学生の懲戒に関する事項は、学生懲戒規程による。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学務課が行う。

(雑則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。